

第十三期練馬区健康推進協議会（第2回）会議要旨

- 1 開催日時
令和5年3月20日（月） 午後2時～午後3時38分
- 2 開催場所
練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者
中村秀一、古賀信憲、岩橋美智子、奥田三重子、小村ちか子、関洋一、
刀根洋子、島田美喜、上野ひろみ、柳沢よしみ、石黒たつお、かとうぎ桜子、
白石けい子、渡辺てる子、伊藤大介、浅田博之、輿水淳、後藤正臣、
岩瀬康子、渡邊ミツ子、本橋廣美、秋本重義、山路健次
- 4 公開の可否
可
- 5 傍聴者数
0名
- 6 議題
練馬区健康実態調査について
- 7 報告案件
もの忘れ検診の拡充等について
がん検診等受診券のチケット化について

○健康部長 それでは定刻になりました。皆様、本日は年度末のお忙しい中、ご出席を賜りまして、真にありがとうございます。健康部長の生方でございます。コロナ禍の関係もございまして、委員の皆様とは今回初めての顔合わせということになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずはじめに、委員の交代についてでございます。

- ・ 委員の交代について説明

続いて、第13期健康推進協議会の委員の委嘱の期間ですが、令和4年の8月2日から令和6年の8月1日までということになってございます。任期は2年となります。委嘱状につきましては、既に11月に皆様のお手元に届くよう郵送をさせていただいております。改めて、ご確認を頂ければと存じます。

それでは、これより練馬区健康推進協議会を開会させていただきます。

本日は、13期の2回目の会議ですが、先ほど申し上げましたとおり、初めての顔合わせということになります。お名前を名簿順にお呼びさせていただきますので、一言、ご挨拶を頂ければと存じます。よろしくお願ひいたします。

- ・ 健康推進協議会委員の自己紹介

○健康部長 ありがとうございます。

さて、第13期練馬区健康推進協議会ですが、現在、会長が不在でございます。協議会の招集は会長が行うことになっておりますが、本日第2回の協議会の開催につきましては、私の名前で、委員の皆様にお集まりを頂いたところでございます。

資料に名簿と協議会の設置要綱を用意しております。要綱の第7条の1項をご覧くださいませでしょうか。ただいまの出席委員数は、過半数を超えてございますので、第7条1項に規定されております「協議会の開催に必要な過半数」に達していることを、ご確認を頂ければと存じます。13期の委員の皆様方には、本協議会の場において、区の保健衛生行政に関する様々な事案につきまして、ご意見を賜りたく存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今しがた申し上げましたとおり、現在、会長及び副会長が不在ということでございます。要綱の5条では、「委員の互選により選出する」ということになってございます。ここで、会長、副会長のご推薦を頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員 ここは、学識経験者の方にお願ひするのがよろしいかと思っております。ぜひ会長に中村先生を、副会長に古賀先生をお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○健康部長 ありがとうございます。ただいまご推薦がございました。会長には学識経験者の中村秀一委員、副会長には、古賀信憲委員をとということでございます。いかがでしょうか。もしご承認いただける場合は、委員の皆様、その場で拍手をお願ひいたします。

(拍手)

○健康部長 ありがとうございます。それでは、第13期練馬区健康推進協議会の会長には中村秀一委員、副会長には古賀信憲委員を選出いたしました。それでは今後の進行を、中村会長、古賀副会長にお願いしたいと思います。

それでは中村会長、よろしくお願いいたします。

○会長 改めまして、中村でございます。皆様のご協力を得て、円滑に会議を進めてまいりたいと思っておりますし、何よりも練馬区の区民の皆さんの健康の維持向上に役立つことに、皆様と一緒に貢献したいと思っておりますので、何分よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、古賀副会長からも一言お願いいたします。

○副会長 改めまして、古賀でございます。前回に引き続き、副会長の任をやらせていただきます。会長を補佐して、この会議をうまく遂行することと、練馬区の皆さんの健康推進に、ぜひ力が出せればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。次に、区の理事者のご紹介をお願いします。

○健康部長 では私から紹介をさせていただきます。

・ 理事者の紹介

○健康部長 以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。それでは議事に入る前に、会議の公開、記録についての説明をお願いします。

○健康推進課長 会議の公開、記録等についてご説明します。会議は原則として、公開する扱いとなっております。場内にも傍聴者用の席を用意しておりますので、ご了承をお願いします。なお、会議につきましては、今後、会議の記録、会議の資料についての閲覧の機会を提供するという扱いとなっておりますので、あわせてご承知おきください。

以上でございます。

○会長 本協議会の所掌事項につきましては、お手元の要綱の第2条に示されております。

この協議会では、練馬区が取り組む、保健衛生に関する様々な施策について、区からテーマの提示を受け、その時々的重要事項を理事者から報告してもらい、皆様のご意見を頂く形で進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の確認をさせていただきます。

○事務局 資料の確認

○会長 それでは、議題に入ります。「練馬区健康実態調査について」、まず資料の説明をお願いいたします。

○健康推進課長 資料1の説明

○会長 ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、皆様からご質問やご意見等がありましたら、お伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員 2点お聞きします。今回、令和5年度の調査対象者数は、過去と同じ3,000

人ということですが、前回の平成 30 年度の回答者を見ると、20 代、若い方の回答率が非常に悪くなっています。私は、ほかの区の運営委員もやっていますが、区によっては若い方の配布数を少し増やして、若い方の回収率を上げようされているところもございます。練馬区も、同様の考えかどうかが 1 点目の質問になります。

それから、例えば検診の項目には、「過去 1 年間に検診を受けたかどうか」という質問がございます。いろいろな市町村からは、やはりコロナ禍でどうしても下がった値になるため、そこをどう評価していくか非常に困っていると聞いています。

ですので、実態調査の結果をどのように使われるのか。その 2 点を質問したいと思います。

○会長 どうもありがとうございました。ただいまの 2 点。調査対象サンプル数やその構成の問題も含めて、区としての考えがあるかというお話と、コロナの影響があるので、その点をどう配慮するのか、というお話ではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○健康推進課長 まず 1 点目の調査についてです。前回も無作為で抽出しておりますので、年齢別に傾斜などをつける予定はございません。

前回の調査結果を見ても、確かに若い方の回答率が低くなっているため、今頂いた意見は参考にさせていただきます。

2 点目のコロナによる受診率の低下についてです。やはりコロナ禍において、受診控えのものがあがり、下がっております。具体的には令和元年、2 年のところで少し下がっておりますが、今、平準に戻りつつあります。分析の際は、コロナ禍の状況も踏まえた分析を行いたいと思います。

○会長 ほかに、いかがでしょうか。

○委員 調査項目に関しては、概ね前回の調査項目に沿って、少し内容を変えるという考え方なのか伺います。それから、先ほどお話があったように、コロナ禍のこの 3 年間の大きな影響を踏まえて、の「休養・こころの健康に関する項目」については、もう少し踏み込んだ内容のものを、具体的な調査項目として考えられていくのか伺いたしたいと思います。

○健康推進課長 項目につきましては、概ね前回の調査項目に沿ったものを考えております。ただ、本日、皆様からも、こういった視点の調査を入れたほうがいい、とのご意見をぜひ頂きたいと考えています。

また、今、委員がおっしゃったように、例えばコロナ禍での心の変化が分かるような調査項目、また、それに影響する結果やアウトプットが出るような調査につきましては、調査票をこれから完成させる際には、頂いたご意見を参考にさせていただきますと思います。

○委員 これまでの丸 3 年間、大きな影響は、恐らく社会的にも起き、健康の意識や管理の仕方、ワクチン接種との関係など、いろいろな流れが大きく変化しました。これまでの 3 年間だけを見るのではなく、これからの 5 年を見ていくのかで、設問はかなり変わってくると思っています。今日私たちがお話ししたことを参考にし、今年の 11 月に実施する調査の項目が、どういう流れで決められていくのか、伺いたしたいと思います。

○健康推進課長 今日頂きましたご意見を参考に、こちらのほうで調査票の最終的な

つくり込みを行います。調査票につきましては、この後、事務局でまとめます。その後、調査をさせていただきたいと考えております。なお、頂いた意見は、また健康推進協議会にご報告させていただきまして、次の計画に反映させるときに、その調査結果に基づいて、再度、色々なご意見を頂きたいと考えております。

○会長 委員、よろしいですか。

ほかに、いかがでしょうか。せっかくの機会ですから、どうぞ。

○委員 全体的な対象者ですが、3,000人という分母に対して、回答者数が大体約半分となっています。先ほどご意見のあったように、回答してくれる世代、回答してくれない世代、様々あると思いますが、今回、ウェブ回答併用方式になると資料に書いてあります。QRコードを読み込んで、自分でぽんぽん回答するような方式は、最近、特にこのコロナ禍を通じて多くなってきたので、この方式はいいなと思って見ていました。

とすると、調査人数も、例えば集計が今までの紙ベースでやるよりも、簡易にデータ化して、まとめて集計できるのであれば、調査人数の分母を少し増やしてもいいのではないかと思います。例えば3,000人から5,000人にする。でも、今までの回答率からすると回答者としては2,000人から2,500人くらいになると思います。

それから、このがん検診は、検診に興味のある方が恐らく回答されて、興味のない、もしくはがん検診を行政が実施していることも分からない。そういう方はおそらく回答しないと思われます。

ですので、先ほど行動変容のお話がありましたが、自分の住み慣れた練馬区の中で、会社組織に属さないような方たちが、いかに自分の健康に目を向けて、そしてそれを、かかりつけ医が評価し、この練馬区の中の統一された基準で健康を評価していく、そういう形に、ぜひとも目を向けていていただきたいと思います。

いろいろなやり方があると思いますが、新しい受診者の掘り起こしを期待したいところです。それが、今度の受診チケットに表れていると思います。このチケット方式で皆さんがしっかり受けてくれればいいなと期待しております。

○会長 ありがとうございます。委員からは、例えば調査対象者数等について、見直してはどうか。それから、新しいウェブ回答併用方式を導入するので、そういったことも考えて、少し考える余地があるのではないかというご指摘だと思いましたが、いかがでしょうか。

○健康推進課長 調査人数につきましては、見積もり金額や予算等の制約がありますので、その中で検討させていただきます。

今回は、委員がおっしゃったとおり、ウェブ方式によって、少し回答がしやすくなりますので、回収率が上がることを期待しています。

また、検診に興味のある方だけでなく、ない方に対しても、今回取り組むがんのチケット化など、区も色々と新しい取組を行っております。そのような取組などを調査の中に取り込んで、検診に興味がない人も少し意識していただけるような、そんな設問も考えたいと思っております。

○会長 どうもありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、次に進みたいと思います。

次に「報告案件」になります。もの忘れ検診の拡充等につきまして、資料のご説明

をお願いいたします。

○高齢者支援課長 資料2の説明

○会長 ありがとうございます。ただいまの説明、報告につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○委員 もの忘れ検診について、本当に形にさせていただいてありがたいと思っております。この中で2番の「高齢運転者の認知機能検査の免除」の部分でございます。実際にもの忘れ検診をやってみると、検診の質問事項は様式が決まっているのですが、ご高齢の方たちの中には、心配なのか、答えを全部暗記してくる人がいて、それで「あれ、先生、聞き方が違うのではないのですか」というような方もいらっしゃる。結局は、日々かかりつけ医が見ていく中で、言動や日付、曜日などを確認したり、それから、薬の服薬状況などを見ながら、時にはCTを使ったりMRIを使ったりしながら、ご家族と相談して、その方の状態を把握していきます。その中で、この高齢者のもの忘れ検診の診断が、免許証を更新するときの一つの大きなパスポートになるということなのですが、それが我々もの忘れ検診を実施する側にとっては、少し気が重いと感じています。例えば5月にやったもの忘れ検診の結果で、翌年の3月の運転免許更新のときに、それでオーケーなのかと言われると、やはり10か月というのは、それなりの時間であり、認知症は発症し始めれば、結構進行が早いことから、10か月前のもの忘れ検診で「大丈夫」というには一抹の不安が残ります。

これは国も認めてもいいということになっていて、我々が今やっているもの忘れ検診は、実施医療機関の皆さんはレクチャーを受けて、きちんとした講義を受けて、きちんとそれにパスした医療機関がやっているのですが、これを運転免許更新に反映されることが、少し気が重いというのがあります。医師会員の皆さんもそう思っていると想像しますし、少なくとも私はそう考えています。きちんと運転する方の認知機能を測るのであれば、免許更新当日、その場で問題を配布して試験をするなど、本来はそういう空間で試験をする方がいいのではないかと個人的には思っています。

ですので、この取扱いはとても便利なことですが、事が事だけに、区の方たちも、このもの忘れ検診だけで、その人が認知症ではないとは言い切れないということを念頭に置いて、政策を進めていっていただきたいと思えます。

○会長 どうもありがとうございます。ただいまのコメントにつきまして、どうぞ、よろしく申し上げます。

○高齢者支援課長 ご意見ありがとうございます。今、お話しいただいたように、まさに練馬区医師会の皆様のご協力を得て、実施している事業でございます。事業にご協力いただいている実施医療機関の数は、ほかの周辺区と比べましても、人口に対して、練馬区が一番多い状況になってございます。

その中で1点、運転免許のところですが、委員がおっしゃったように、あまり古い検診結果ですと状態が変わっているということがございます。2の(2)の「免除の手続き」のところをご覧くださいますと、こちらの免除に使えるものは、運転免許証の有効期間の満了日前の6か月以内に受けたものに限られるとになってございます。

ですので、免除に使えるものは6か月以内のものに限られるということは、区民の皆様にご周知を徹底していきたいと考えてございます。

また、実施医療機関でご協力いただいている先生の皆様方にも、この運転免許の件

につきまして、例えば手続のことなど、受診者の方から様々なご質問を頂くことがあるかと思えます。医師会のホームページにご案内用の紙もご用意させていただいて、なるべく先生方の負担がないよう実施させていただきたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 どうもありがとうございました。私は医師会側で、このもの忘れ検診の議論に加わっていなかったので、医師会側とどういう協議をして6か月としたのか分からないのですが、極端なことを言えば、この6か月の有効期限というのは、私の感覚からすると長いです。半年だと結構症状が進行します。怪しいなと思っている方はどんどん進行し、少しうつ傾向も入ってくると、どんどんふさがってきます。

ですので、免許を更新する3日前や1週間前などでないと有効ではないというくらいまでやる必要がある。要するに免許証を更新する3日前に、代わりに医師会のもの忘れ検診をやっているところで事前に検査をしましたといった形のほうが、よりいいのではないかと思います。

○会長 ありがとうございます。今の点について。

○高齢者支援課長 今お話のありました、6か月の有効期限ですが、こちらは、警察が定めた期間になっています。ただ、今委員からお話がありましたように、すぐに状態というのは変わるということも多いかと思えますので、今後の周知の中で、そういったところに十分配慮して進めていきたいと考えてございます。

○会長 ほかに、よろしいですか。

○委員 私の夫も75歳になるので、この間免許の更新を3月の誕生日で迎えて、6か月前ということから、いろいろと対応していたところです。75歳以上の方は、認知機能検査や高齢者講習の受講など、免許更新にあたっての段階が増え、それぞれ申込も必要であり、手続きが大変です。さらに、場合によっては運転技能検査の受検も必要な方もいらっしゃいます。また、そのような段階があることを分かっていない方もいます。私の夫はそれに対して、サービスが足りないと言うか、いら立ちを感じていたと言っていました。ですので、今までの通常の免許の更新から、75歳になるといろいろとハードルがあるということも含めて、スピーディーさが、今まだ足りていないのかなと思っていました。

また、委員がお話しされたように、医師が作成した診断書等を提出すれば認知機能検査が免除されることも分かっていないため、75歳以上の方の免許の更新にあたっては、検診の必要性をもっと周知し、目的を理解していただくために丁寧な対応が必要かと思っています。これは区の考えで行くのか、警察署の考えで行くのかによるのですが、そこはいかがでしょうか。

○会長 いかがですか。今の点。

○高齢者支援課長 今お話しいただきました、警察とのお話についてです。練馬区内には、警察署が3署ございます。5月にこちらの検診がスタートするため、4月以降の警察での周知につきましても、3署の担当者と今まさに協議を進めているところでございます。

例えば、もの忘れ検診のポスターを警察署内に掲示していただくなど、そういった周知を、警察とも連携しながら、進めていきたいと考えてございます。その際には、75歳以上の方が免許を更新する際、認知機能検査だけでなく、高齢者講習という別の

講習も受講が必要となっていますので、そういったところもなるべく高齢者の方が分かりやすいような形で周知ができればと考えてございます。

○白石委員 これから75歳の世代も増えてくるかと思えます。更新意欲のある方もまだたくさんいらっしゃるし、私も介護事業をやっていますが、75歳前後の方がドライバーをされていることも多く、このような検査を受けて、免許を更新するのは意義があるというところを、ぜひとも丁寧な説明をしていただきたいと思います。

もう1点、表面の黄色い部分、実施拡充に向かうところですが、70歳と75歳を対象にしていた今までのチェックシートは、70歳になって配られて、75歳になってもう一度配られるのか。その人が70歳になって自宅に発送されて、自分は対象ではないからとそのまま保管している方や捨ててしまう方もおられると思うのですが、そこはどのように説明されているのでしょうか。

○高齢者支援課長 70歳、75歳の方につきましては、区からご自宅へ受診券を封筒に入れてお送りしています。まだ昨年度から始めた事業ですので、あくまで今後は予定ですが、70歳の方に1度ご自宅に送りましたら、また5年後に、今度は75歳として、また全員お送りする対象の年齢になっていますので、その時点で改めてもう1度、認知症チェックリストを同封した封筒をご自宅へお送りするというものでございます。

○委員 そうしますと、70歳の時に、自分にはまだ検診は必要ないとご自身で判断された場合、届いた受診券をその後も保管しておく必要は無いということですね。

拡充の部分の黄色いところも含めての要望になりますが、家族が「あれ、母親、父親。夫、妻、ちょっとおかしいかな」という気づきの目で、このチェックシートを活用するということが非常に重要であると感じています。

家族の中でもそこを見落としがちになって、家族の中での気づきが遅くなるということもあり、家族向けのチェックシートや案内も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○会長 今の点、いかがですか。

○高齢者支援課長 家族の方に気づいていただくことも大変重要と考えてございます。昨年度実施したものの忘れ検診の中では、区民の方から頂いた声といたしまして、なかなかご本人は、ご家族が勧めても受診に行かなかったのが、今回このものの忘れ検診のご案内が届いて、それをきっかけにお話をしたところ、検診に行かれたというようなお声も頂いているところでございます。

ご家族の方にも、なるべくこのものの忘れ検診を知っていただくためにも、例えばですが、地域包括支援センターだけでなく、図書館のように一般の区民がいらっしゃるような区立施設にも、ポスターを掲示させていただいているところでございます。

また、医師会に加えまして、歯科医師会、薬剤師会の皆様にもご協力を頂きまして、ポスターを掲示させていただいております。また、介護サービス事業者にもご協力いただきながら、周知に取り組んでいるところでございます。

委員 私は高齢ですので、もう免許を返納しています。このものの忘れ検診の説明を受けたときに、認知機能について認定してもらって、それを利用して、運転免許を更新するということは、運転する側とすれば便利だと思う一方で、委員から、認定する側として、この有効期間が感覚的には長いとお話があり、受ける側としても不安を

感じました。

というのは、私はあるグループに所属していますが、その仲間で、やはり、「言動がおかしいな」と思ってから6か月で、かなり認知症が進行しました。私が見てきた中でも2例あるのですが、そのときに「6か月の有効期間というのは本当に大丈夫？」と思いました。ですから、区でどのような方針にするかというのは、十分検討していただきたいと思います。

○会長 ご意見ですね。

○高齢者支援課長 ご意見ありがとうございます。今ご説明させていただいたのは、もの忘れ検診の利用についてですが、一方で、新聞報道等でもありますように、高齢者の方々の交通事故が起こるような事例も出ているところでございます。

そういった交通安全の部署では、高齢者の方に向けまして、例えば免許を返納したときに、こういったサポートがあるといったご案内もしているところです。交通安全の部署とも連携をしながら、高齢者の方の免許については取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○会長 ほかに、いかがですか。どうぞ。

○委員 1つだけ、手続の点で質問ですが、この黄色い枠の拡大したところを見ますと、70歳以上の希望者の方はセルフチェックをして、20点以上でないといふ検診は受けられないというように見えるのですが、実際にそういうことでしょうか。

例えば、73歳の方がセルフチェックして正常。だけれども、ちょっと受けたいなという人は、受けられないということでしょうか。

○高齢者支援課長 基本は20点以上の方ですが、もの物忘れがご心配だということであれば、まずは地域包括支援センターの窓口でご相談を頂きまして、点数がそもそも正しいのかということから、何か支援ができることがないかについても、地域包括支援センターで支援させていただきます。

また、確認した上で、20点以上ではなかった場合でも、こちらは無料でできるもの忘れ検診ですが、ご自分で自己負担した上で検診を受けるというところはあるかと思っておりますので、そういったところも案内できればと考えてございます。

○委員 ありがとうございます。先ほども少し出ましたが、運転免許の更新の際に、高齢運転者の認知機能検査を申し込むと、検査を受けるまでに非常に時間がかかって、更新に遅れてしまうような場合があるので、区のもの忘れ検診がもし利用できると、こちらのほうで認知機能の問題があるかないかだけはチェックしてという人が、もしかすると増えるかもしれない。

そうすると年齢に関係なく、この検診を受けたいという人が非常に増えてくる可能性があることを少し心配して、質問させていただきました。

○会長 ほかに、ございませんか。認知症については、できるだけ早く発見ということが、ご本人のためにも、それからその後の、特に軽度認知症であれば、適切に対応すれば進行が止まる、あるいは遅くなる場合もあるということなので、早期発見というのは非常に求められています。もの忘れ検診も非常に重要な事業ということであり、また節目だけでなく、70歳以上の人に拡大するというのは大変いい取組だと思います。

一方で、今ありましたように、運転免許の検査もいわばスキップすることができる

ということを、どのように位置づけるのか。とにかく多くの方にも忘れ検診を受けていただきたいという気持ちは強いわけですが、その際、運転免許の検査手続きの代わりに務めるということについて、受ける方自身、それから検査をされる先生方のご懸念というようなことも表明されております。

ぜひ、できるだけ受けていただきたいという部分と、さはさりながら運転免許に関することなので、たとえ警察のほうではそういう扱いがし得るということであるとしても、練馬区として、そのことをどのようにお伝えしていくかということについては、今日ご意見があったと思います。ですので、ぜひよく検討されて、せっかくの、このよい施策が、何かちょっと違ったなど、残念な結果にならないように、慎重に、かつ前向きに進めていただきたいなど。

これは私の感想ですが、思いましたので、よろしく申し上げます。

ほかにございませんようでしたら、進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の報告案件であります。

「がん検診等受診券のチケット化について」資料のご説明を、健康推進課長からお願いします。

○健康推進課長 資料3の説明

○会長 ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等がありましたら、お願いいたします。

まさに本日発送されたということになりますが、いかがでしょうか。

○委員 がん検診の種類ですが、区の検診の対象になるがんは、例えば早期発見をすれば治る可能性が高いなど、そのような理解でよろしいでしょうか。がんにもいろいろな種類があると思いますが、なぜ、このがんなのかということをお尋ねしたいと思います。

○健康推進課長 国の指針に定められている検診の項目は、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がんになっております。それ以外に、区の間組として前立腺がんや骨粗鬆症検診を行っております。基本、国の指針に則ったものを対象として、区民の皆様には受診券を発送しております。

○会長 よろしいですか。

○委員 補足させていただきます。がん検診を請け負わせていただく立場からすると、国の決めたこれらのがんは、早く見つければ何事もなかったかのように治っていく可能性があるということです。

例えば胃がんにおいても、粘膜の下に水を注入して、浮かせて焼いて取る。大腸のがんにおいても、早期であればやはり同様に、がんだけを水で浮かせてワイヤーで焼き切るなど、腸を切るというようなことがなく、済む可能性がある。肺がんに関しては、非常に複雑な臓器なので、レントゲン1枚でどこまで確認できるか分かりませんが、やはりできるだけ早く見つけたほうがいいというのが大原則です。女性の子宮がん、乳がんも同様でございます。

○会長 ありがとうございます。

○健康推進課長 ありがとうございます。今のようなお話は、まさに区民の方が気にされるポイントだと思います。今出たような大腸がんや子宮がんは、早期発見できる

と9割くらいの方が助かるというような文献も出ておりますので、今回この受診券をお送りする封筒には、そういったことを記載させていただきました。区民の方が少しでも検診の受診に目を向けていただくように、区としても工夫を凝らさせていただいております。

○会長 ほかにございますか。

○委員 資料3の1の受診券の発送数の(3)「成人歯科健診」の発送対象者として「30歳と35歳の男性」と書いてありますが、これは今回送った対象者ということでしょうか。

○健康推進課長 対象の内訳が分かりにくく、申し訳ございません。まず、40歳以上の方には全員、チケットを発送しております。

その中で、女性は、例えば子宮がん検診は20歳から受けることができますので、女性には、20歳から39歳の方にもチケットを送っております。男性の場合は、成人歯科健診は30歳から5歳刻みで受けられますので、30歳と35歳の方には歯科健診が受けられるように記載して、送付させていただいております。

ですので、40歳以上の方は皆様受けられますが、40歳以下の方で、項目によっては対象になる方につきましても、今回発送させていただいている54万人の中の内訳に入れさせていただいております。

○委員 一目で見られるような受診券のチケット制ということですが、実際の大きさはどの程度なのか。また、一目でということは、つながっているのか、あるいはばらばらなのかお伺いします。

○健康推進課長 今、実際にお手元にある緑の枠の大きさのものが、A4の大きさまで拡大されておまして、この1枚の中でぱっと見て、どれが受けられるか分かるようにさせていただいております。参考までに裏面を見ていただくと、各種がん検診の対象について、昨年まではこちらの項目にあるような形のものをA3ほどの大きさでご案内しておりました。その中で区民の方が、自分は、例えば胃がん検診は40歳だから今年対象になっているとか、胃がん検診で胃内視鏡による検診を受けた場合は、翌年度は受けられないので、自分は対象にならないなど、この紙ベースの中で、自分がどれを受けられるか受けられないかというのを考えながら選んでいただいていた。しかし、それだと実際にどれが対象になるのか分かりにくい状況でした。そのため、表面にあるように、今年受けられないものはアスタリスクで潰す。逆に受けられるものは、きちんとお名前等を明記して、自分がどれを受けられるかというのを見ていただいて、お申込みまでスムーズにやっていただく。そういった趣旨でやらせていただいております。

○会長 大きさは、今、我々が見せていただいているものより、実物はもう少し大きいということですね。

○健康推進課長 おっしゃるとおりです。大体二回りか三回りほど大きいものになります。

○会長 それから、切り離されてはいないということですね。

○健康推進課長 1枚のシートの中で見られるようにしておりますので、このままこれが拡大した形で、お手元のところに届くようになっております。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい、どうもありがとうございました。

○会長 ほかに、いかがですか。

○委員 仮にがん検診、40歳以上の方に発送して、この期間内で受けなかった場合の運用についてお聞きします。例えば胃がん検診が4月1日から来年の3月31日までとなっていて、この期間で受けなかった場合、翌年同じような、1年刻みのシールが毎年来るのでしょうか。

○健康推進課長 基本的に毎年、その方に即したものを送付させていただきます。

ですので、毎年手元に届いた中で、アスタリスクがついているかついていないかで、この年対象になっているかどうかを見ていただきまして、申込みをしていただくこととなります。基本、毎年発送となります。

○委員 毎年、受けなかったら来るということは分かったのですが、例えば、会社でがん検診を受けた場合でも翌年、シールの部分は発送されてしまうのでしょうか。

○健康推進課長 40歳以上の区民の方には、毎年発送されることとなります。がん検診は、根拠法となる健康増進法に基づいて自治体の実施しております。対象は40歳以上の方、区民全員となりますので、例えばお勤めされている会社でがん検診を受けた場合でも、区ではそこまでの情報を持っていないため、基本的には40歳以上の方に毎年発送されることとなります。

○石黒委員 今後の運用の意見にしますが、この仕組みはがん検診の受診率を高めるうえで非常に良い取組だと思えます。

ただ、やはり会社でがん検診を受けた方にも毎年発送されてしまう部分については、発送の在り方に無駄のないような形で取組むということも、今後の運用の中で検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

○会長 今のご指摘、ご意見だと思えますが、何かお答えがあるのであれば、お願いします。よろしいですか。

○委員 大きく分けて、国民健康保険と社会保険という2つの保険体系があり、社会保険の方は、その社会保険で行う健診があります。練馬区の項目とほぼ近いような形で特定健診などがありますが、例えばレントゲンや大腸がん検診はないなど、検診項目が異なる方も結構いらっしゃいます。企業によっては大学病院などと契約して、例えば人間ドック並みの非常に手厚い検診をされている方もいらっしゃり、そういう方は、練馬区のスキームとは別に内視鏡や肺のCTを撮ったりしています。

そういう方の中でも、半年にもう一回レントゲンを撮って欲しいという方も時にはいらっしゃるのですが、検診させていただいたりしていますが、基本は社会保険の検診の中に、レントゲンなどは実はなかなか入っていないことが多いです。社会保険の中で特定健診をされている方にもチケットは発送されていますが、そういう方でもレントゲンや大腸、胃がん検診を自分の区内でできるということで、これはなかなかありがたい制度だと思っております。

○会長 どうもありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。

○委員 資料3の別紙の裏面についてです。胃がん検診の胃の内視鏡検査やバリウム検査など、要は前年度に未受診の方というのは、もう既に受診をされていれば、そのデータが必ず区に上がるので、翌年にはそこが精査されて対象になる、ならないということがまず明確になると思います。

そこの確認と、それから各健診の内容を見ますと、実施期間と申込期間にかなりずれがあり、申込み期間が短い場合、それを過ぎてしまうと受診ができないということは、今までもあったと思うのですが、そこのところの明記というのは、この表のチケットにはないのでしょくか。

○健康推進課長 1点目の前年度の実績につきましては、基本的には区で把握しまして、2年に一回のものにつきましては、前年度受診されている場合はアスタリスクでお手元に届く。前年度受けていなければ、その翌年度はアスタリスクがなくて、きちんと受診ができるようなチケットが届くようになります。基本的にデータを更新しながら、その方の対象に見合ったものを送付させていただきます。

2点目の期間につきましては、券そのものに案内はないですが、これのほかに、案内の手引のような冊子を作成しております。各検診項目によって、対象者や実施期間、申込み期間など、そういったものがもう少し大きく分かりやすくなっているものを同封させていただいておりますので、そちらでご確認いただくこととなります。

○委員 実施期間と申込期間が全部統一されているという勘違いが、私自身もありました。申込期間が2か月前倒しのものもあり、全部が同じ網羅された期間ではなく、検診によって様々違うということは、要意的に項目を大きくしていただきたいと思いました。

それから、眼科と歯科健診に関しては、対象年になるので、対象年齢が過ぎた場合は、翌年には持ち越されずに、その次の5年後になるということですね。ただこれ以外に気になる点は、歯科健診にしても眼科健診にしても、何か異常があればために受診しますので、これは普段何もしなかった部分について、5年刻みで少し意識して健診を試みられるといいですよという呼びかけの1つ、そこを喚起するというものでしょうか。そこだけ伺います。

○健康推進課長 がん検診や前立腺がん検診など、年齢を区切っているものにつきましては、国の手引に基づき、数年ごとに設定しています。全体的に区の検診につきましては、国の指針に基づき、対象年齢や期間を設定し、検診のご案内をさせていただいております。

また、検診対象外の年齢であっても、気になる方につきましては、かかりつけの先生のところを受診いただきたいと考えています。

○会長 ほかに、ございますか。

○委員 これは以前にも少し言ったことがあり、要望になりますが、女性の子宮がん検診や乳がん検診は2年に1度ですが、男性の前立腺がんは60歳と65歳の2回だけです。これは予算の問題もあるのですが、男女平等という考え方をすると、ぜひとも女性と一緒に並みに、2年に1度くらいは検査してあげたいと思っております。

○会長 どうもありがとうございました。ご要望をいただきました。

ほかに、よろしいですか。歯科健診のこともありますが、何かコメントがあればお願いします。

○委員 もともと練馬区の成人歯科健診は、最初は10年刻みで、我々歯科医師会から要望して、今、30歳から70歳まで5年刻みになりました。逆に言うと、普段から歯科医院に通われている方は、この健診がそもそもあろうとなかろうと、我々が検査をしていますので、どちらかというとなかなか歯医者さんに来られない人の歯周病

検査をして、歯医者さんにかかることのために検査を積極的にやって、そこから歯科の普段の受診率を上げていきたいということもありますので、この検査を5歳刻みでやることにしています。

○会長 どうもありがとうございました。ほかに、ただいまの検診のことについて、ご質問やご意見がありましたら。いかがですか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、全体を通じて、ご意見、ご質問等、あるいはこの会の持ち方とか、いろいろあるかと思いますが、何かございますでしょうか。

○委員 今回お話に出ませんでした。ヤングケアラーの子どもたちや30歳、40歳の働き手の方で、家族の介護に非常に困っている方が多いと思います。ほかの部署で何かなさっているのか、どういう状況に練馬区があるのか、教えていただきたいと思っています。

○会長 ヤングケアラー、つまり家族の支援をしている小学生や中学生、高校生など、様々いると思いますが、ヤングケアラーということが世の中でも大変話題になっていたり、あるいはその人たちが過度な負担を負っているのではないかという議論があるけれども、そういうことについて、練馬区として、どういうことが今考えられているか。

○高齢者支援課長 ご質問ありがとうございます。今お話しいただきましたヤングケアラーですが、新聞報道等でも取り上げられて、課題となっているところと受け止めています。

練馬区では、今現在、学校を所管している教育委員会が中心となりまして、様々な部署が関連するような取組になってございます。

教育部門が中心となりつつも、高齢部門であったり、障害者の方のケアをしていることもあり得ますので、福祉部門とも連携して、今、ヤングケアラーへの支援につきまして、一緒になって、検討を進めているところでございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 もう少し高齢になって、働き盛りの30歳、40歳の方たちがケアをしなければならぬために、仕事に就きかねるということも実際にありますが、そのような場合は、練馬区ではどこが援助しているのでしょうか。

○会長 要するに、家族介護のために、働いている方が離職する、いわば介護離職とか、そういったことも言われていますが、そういう点について、あるいは家族介護をしている、ヤングでなくてもケアラーに対して、何か支援があるのかということです。

○高齢者支援課長 家族介護者の方への支援ということで、練馬区は様々な取組を行ってございます。家族介護の方の団体が区内にもございまして、そういった家族介護者の方の集まりを支援しているところでございます。

また、週一回にはなりますが、介護家族の経験がある方が、実際に、電話で悩み等に対応するというような、「介護なんでも電話相談」を行っています。

更に、介護の悩みについての最初の窓口となるのが、地域包括支援センターになっております。区内25か所に設置しているところですが、この4月1日に2か所増設し、27か所体制となりました。さらにより身近な地域で、高齢者の方、またご家族の方も、介護の問題についてご相談できるように、体制の強化を進めているところでございます。

○会長 ほかに、ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今日予定しております案件は終了いたしましたので、次回の開催について、事務局からお願いいたします。

○事務局 次回の開催は、令和5年11月の開催を予定しております。詳しい日程については、改めてご連絡させていただきます。

○会長 それでは、本日の健康推進協議会は閉会いたします。お忙しい中、皆様、どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。